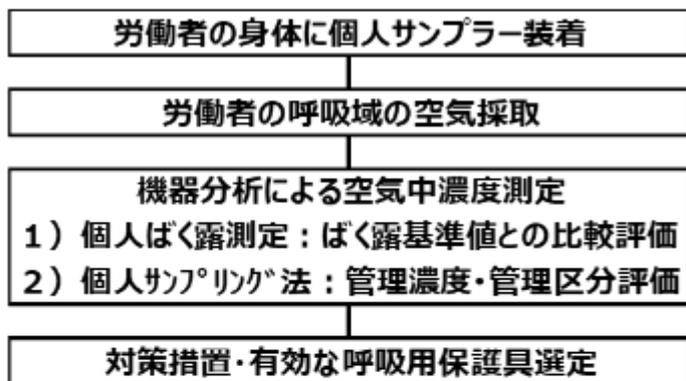


個人サンプリング/マスクフィットテスト

化学物質の空气中濃度確認/呼吸器用保護具の装着状況確認

作業者のばく露や作業環境を正確に把握するため、従来の作業環境測定法に加え、労働者の身体にサンプラーを装着する個人ばく露測定や、個人サンプリング法の作業環境測定が導入され、今後、適用範囲が広がります。

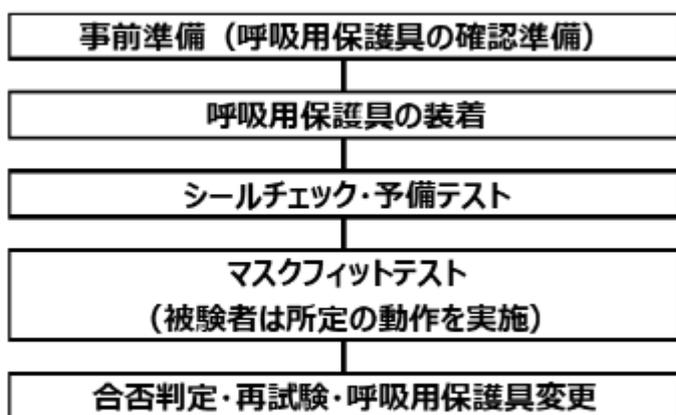
- ◆溶接ヒューム測定(※個人ばく露測定として)：2021年4月～
- ◆一部の特定化学物質(個人サンプリング法)：2021年4月～
- ◆化学物質管理の措置強化(個人サンプリング法)：2024年4月～



個人サンプラーによる個人ばく露測定及び個人サンプリング法の作業環境測定

化学物質による作業者のばく露防止のため、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認するフィットテスト(JIS T 8150:2021)が一部導入され、今後、化学物質管理強化で適用範囲が広がります。

- ◆溶接ヒューム対策(呼吸器用保護具)：2023年4月～
- ◆化学物質管理の措置強化：2024年4月～



マスクフィットテストによる呼吸器用保護具の適正な装着の確認

～ 個人ばく露測定・個人サンプリング測定/マスクフィットテストは、当社にご相談ください ～



エヌエス環境株式会社

本社 〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-9 TEL03-3432-5451

ご依頼は、最寄りの事業所までお問合せ下さい。☞ [全国の事業所はこちら](#)

金属アーク溶接等作業における溶接ヒューム対策

1

- **溶接ヒューム濃度測定**（※マンガン濃度 $\geq 0.05\text{mg}/\text{m}^3$ ：要措置）
※既存：2021年4月1日施行、新規：2022年4月1日施行

2

- 換気装置の風量の増加 その他必要な措置
※2022年4月1日施行

3

- 再度、**溶接ヒューム濃度測定**
※2022年4月1日施行

4

- 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択・使用
※2022年4月1日施行

5

- 1年以内ごとに1回、呼吸用保護具の**マスクフィットテスト実施**
※2023年4月1日施行

化学物質の管理強化（労働安全衛生規則関係）

1

- リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存
※2023年4月1日施行

2

- がん原生物質の作業記録保存、複数労働者の同種がん罹患の把握・報告
※2023年4月1日施行

3

- 衛生委員会付議事項（ばく露最小化措置、健康診断結果措置）の追加
※2023年4月1日施行

4

- 労働者のばく露濃度の低減措置、労働者の意見聴取、記録作成・保存
※2023年4月1日施行及び2024年4月1日施行

5

- リスクアセスに基づき事業者自ら選択して講じる健康診断の実施・記録作成
※2024年4月1日施行

化学物質の管理強化（有機則・特化則・鉛則・粉じん則等）

1

- 化学物質管理水準が一定以上の事業場の特別規則の適用除外*
※2023年4月1日施行 *) 所轄都道府県労働局長の認定必要

2

- ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和*
※2023年4月1日施行 *) 6カ月以内から1年以内への緩和可

3

- 第三管理区分の事業場に対する措置強化（**個人サンプリング法による測定**とその結果に応じた呼吸器保護具の使用）
※2024年4月1日施行

4

- 第三管理区分の事業場に対する措置強化（1年以内ごとに1回、呼吸器用保護具の**マスクフィットテスト実施**）
※2024年4月1日施行